

# 介護老人保健施設ブルーマリン天草入所利用約款

## (約款の目的)

第1条 介護老人保健施設ブルーマリン天草（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人（以下「身元引受人」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

## (適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設入所利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2及び別紙3の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

## (利用者からの解除)

第3条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

## (当施設からの解除及び入院又は入所による終了)

第4条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
  - ② 当施設において定期的実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活できると判断された場合
  - ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合
  - ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
  - ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
  - ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合
- 2 利用者が病院に入院又は他施設に入所した場合、本約款に基づく入所利用は終了します。

## (利用料金)

第5条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当施設は、利用者及び身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までには発行、送付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は身元引受人の指定する送付先に対して、領収書を送付します。

(記録)

第6条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。(診療録については、5年間保管します。)

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、身元引受人その他の者(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第8条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
  - ② 居宅介護支援事業所(地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕)等との連携
  - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
  - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
  - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第9条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。
- 4 当施設は、在宅で療養している利用者の緊急時に対し相談及び施設医師の医学的判断により適切に対処いたします。

(事故発生時の対応)

第10条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者、利用者の家族等又は身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第11条 利用者及び身元引受人は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。また、利用者及びその家族の方は、他の機関（市町村、国民健康保険団体連合会）への申立てもできますので、希望される場合は必要な協力を行ないます。

○天草市役所 高齢者支援課庶務係

所在地 天草市東浜町8-1

電話 0969-23-1111 (代表)

○熊本県健康保険団体連合会

所在地 熊本市健軍2丁目4番10号

電話 096-385-0811 (代表)

(賠償責任)

第12条 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第13条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。



- (4) 入所定員等 ・定員 70名  
・療養室 個室 14室、4人室 14室

- (5) 通所定員 40名 (うち介護予防通所を含む)

## 2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護 (介護予防短期入所療養介護) 計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) 計画の立案
- ④ 食事 (食事は原則として、食堂でおとりいただきます)  
朝食 8時00分～ 9時00分  
昼食 12時00分～13時00分  
夕食 18時00分～19時00分
- ⑤ 入浴 (一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護 (退所時の支援も行います)
- ⑧ リハビリテーション
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑪ 理美容サービス (原則月2回実施します。)
- ⑫ 行政手続代行
- ⑬ その他  
\*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

## 3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関
  - ・名称 天草セントラル病院
  - ・住所 熊本県天草市五和町御領9093番地
- ・協力歯科医療機関
  - ・オーラルケアサポートさくら
  - ・住所 熊本県天草市有明町大島子3044-1

### ◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

## 4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・常に相互の融和と秩序ある共同生活を守ってください。
- ・常に身体・服装の清潔並びに、居室の整理整頓に努めてください。
- ・施設内で販売等の商行為を行わないで下さい。
- ・施設内での金品の貸し借りは行わないで下さい。
- ・喧嘩・口論等、他人に迷惑のかかる行為を行わないで下さい。

- ・無断の飲酒は行わないで下さい。無断の外出・外泊は行わないで下さい。
- ・機能訓練に積極的に参加し、自立に努めるようにしてください。
- ・無許可で施設内において集会、宗教活動、政治活動を行わないで下さい。
- ・危険物（マッチ、ナイフ、缶切り等）貴重品（現金、指環、時計等）はご持参なさないで下さい

#### 5. 非常災害対策

- ・防災設備   スプリンクラー、消火器、屋内散水栓、非常放送設備、火災通報装置等
- ・防災訓練    年2回
- ・大規模災害訓練   年1回

#### 6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

#### 7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。  
(電話0969-32-2112 )

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、各フロアに備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

#### 8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

介護保健施設サービスについて  
(令和7年8月1日現在)

1. 介護保険被保険者証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険被保険者証を確認させていただきます。

2. 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・利用者の後見人、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療：介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇リハビリテーション：原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理：心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス：当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. 利用料金

(1) 基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度や介護保険負担割合証の割合により利用料が異なります。以下は1日あたりの1割負担の方の自己負担分です）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
(I) 従来型個室	717円	763円	828円	883円	932円
(II) 多床室	793円	843円	908円	961円	1012円

\*ただし、入所後30日間に限って、上記施設利用料に下記料金が加算されます。

- ・初期加算 (I) 60円
- ・ " (II) 30円

\*外泊された場合には、外泊初日と最終日以外は上記施設利用料に代えて362円となります。

\*外泊時費用（外泊中に当該施設の在宅サービスを利用する場合）800円

- ・入所前後訪問指導加算 (I) 450円
- ・ " (II) 480円

\*自宅等へ退所された場合は、下記の料金が加算されます。

- ・試行的退所時指導加算 400円
- ・退所時情報提供加算 (I) 500円
- ・ " (II) 250円
- ・入退所前連携加算 (I) 600円
- ・ " (II) 400円
- ・訪問看護指示加算 300円

\*その他加算（1日当たり）

- ・夜勤職員配置加算 24円
- ・短期集中リハビリテーション実施加算 (I) 258円
- ・認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (I) 240円（週3回を限度）
- ・ " (II) 120円（週3回を限度）
- ・若年性認知症入所者受入加算 120円



## 個人情報の利用目的 (令和6年4月1日現在)

介護老人保健施設ブルーマリン天草では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

### 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

#### 〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
  - －入退所等の管理
  - －会計・経理
  - －事故等の報告
  - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

#### 〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - －検体検査業務の委託その他の業務委託
  - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
  - －保険事務の委託
  - －審査支払機関へのレセプトの提出
  - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

### 【上記以外の利用目的】

#### 〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - －当施設において行われる学生の実習への協力
  - －当施設において行われる事例研究

#### 〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －外部監査機関への情報提供

## 利用者の権利に関する宣言

一陽会の全ての介護老人保健施設は、介護の中心は利用者であり、介護が利用者との信頼関係に成り立つことを認識して、利用者に下記の権利と責任があることを確認します

- 1、良質の介護を受ける権利  
差別されることなく、良質な介護を受ける権利があります。
- 2、人間の尊厳を得る権利  
人格・文化観・価値観を尊重される権利があります。  
介護のあらゆる場面で人間的に処遇を受ける権利を有し、またできる限り尊厳を保つために、あらゆる可能な助力を与えられる権利があります。
- 3、選択の自由の権利と自己決定の権利  
十分な説明と情報提供をもとに、介護保険施設や医療及びケアサービスなどを自分で選ぶ権利と拒否する権利があります。
- 4、情報を得る権利  
療養上の全ての自己情報を知る権利があります。
- 5、秘密保持を得る権利  
業務の過程で得られた個人情報の秘密が守られ、プライバシーに十分な配慮を受ける権利があります。
- 6、利用者の責任  
良質な介護を実現するために、介護提供者に対し、自己の健康に関する正確な情報を伝え、積極的に療養に協力する責務があります。また他の利用者が適切な介護を受ける権利を奪わないように配慮する責任があります。

2023.10

## 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	介護老人保健施設 ブルーマリン天草
サービスの種類	入所・短期入所療養介護・通所リハビリテーション（介護予防含む）
<b>措 置 の 概 要</b>	
<p>1. 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者及びその家族等からの相談及び苦情については、以下の窓口で対応します。</li> <li>①五和町御領9133番地      ブルーマリン天草</li> <li>②電話：0969(32)2112      FAX：0969(32)2177</li> <li>③対応時間：平日 午前8時30分から午後5時00分  <ul style="list-style-type: none"> <li>※ ただし、上記時間以外も、ご要望があれば対応します。</li> </ul> </li> <li>④担当者：支援相談員（小塚 徳一）、事務管理者（山田 芳昭）、管理者（古池 一吉）</li> <li>⑤担当者不在時の対応：上記担当者が不在のときは、当事業所の他の職員がお受けします。</li> </ul> <p>2. 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①利用者及びその家族等からの苦情をお受けしたときは、まず上記担当者が苦情の内容をお聞きし、事情（事実）を確認します。</li> <li>②当事業所の支援相談員及び管理者は、苦情内容に応じて必要により、事業所内で検討会議を開き、当事業所が改善すべき点を整理した苦情処理策を作成し、利用者等の苦情申し立てた方に説明し、同意を得ます。</li> <li>③短期入所・通所リハビリテーションご利用の場合は、上記の苦情内容及び処理経過について、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）作成を担当している介護支援専門員（ケアマネジャー）にその都度報告し、必要な指示を受けます。</li> <li>④当事業所の管理者は、利用者等から苦情のあった事項について、その後のサービス提供の中で真に改善されているか、職員のみならず利用者等にも確認し、改善されていないと判断される場合は、他の事業所に変更する等して、利用者の意向に沿ったサービス提供がなされるように十分な配慮を行います。</li> <li>⑤上記の流れにより苦情の解決を図った後も、利用者及び担当職員とは常時連携を図り、同じような苦情が再発しないように十分に注意してサービスの提供を行います。</li> <li>⑥苦情内容及び処理経過については、苦情処理台帳として記録保存し、その後のサービス提供に役立てるようにします。</li> <li>⑦苦情処理は他の業務に優先して行うものとし、速やかな解決が図られるように努力します。</li> </ul> <p>3. その他の参考事項</p> <p>当事業者が行う入所・短期入所・通所リハビリテーションに対する苦情については、当事業所で責任を持って対応致しますが、利用者及びその家族の方は、他の機関（市町村、国民健康保険団体連合会）への申立てもできますので、希望される場合は必要な協力を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○天草市役所高齢者支援課地域支援係    天草市東浜町8-1      電話 0969-23-1111（代表）</li> <li>○熊本県健康保険団体連合会      熊本市健軍2丁目4番10号      電話 096-385-0811（代表）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当事業所に対する利用者等からの苦情について、市町村又は国民健康保険団体連合会が行う調査等に協力し、改善等の指示を受けた場合は速やかに改善します。</li> <li>・当事業者が行う入所・短期入所・通所リハビリテーション（介護予防含む）の提供により、利用者に賠償すべき事故が発生したときは、速やかに賠償致します。</li> <li>・サービス計画は利用者の希望を踏まえて作成されております。変更を希望される場合速やかに応じますので、お申し付けください。</li> <li>・他の事業所への変更の希望（当事業所との契約の解除を含む）にも速やかに応じます。</li> <li>・当事業所は利用者の意向を第1に尊重いたしますので、苦情やご意見・ご希望等ございましたら、いつでもご遠慮なくお申し付け下さい。</li> </ul>	